平成２１年（フ）第３２０９号
福岡市博多区博多駅南５丁目20番５号
債務者　齊藤　正喜
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１０号
福岡市博多区博多駅南５丁目20番５号
債務者　野方チヱ子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１２号
福岡市東区舞松原４丁目５番616号
債務者　乃美　伸子（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２１号
福岡市博多区吉塚４丁目８番36―106号
債務者　柏木　順子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２２号
福岡市東区筥松４丁目４番６―101号
債務者　森山　　学
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２８号
福岡市東区東浜１丁目３番32―606号
債務者　坂井　　綾（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３０号
福岡県糟屋郡宇美町貴船４丁目５番５号ＳＵＮＲＩＳＥ貴船Ａ202号
債務者　谷口　隆弘
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３２号
福岡市東区筥松３丁目19番10―702号
債務者　今井　博子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３４号
福岡市西区大字西浦1164番地
債務者　柴田　明菜
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７４号
福岡市中央区清川３丁目18番11号
債務者　玉川　成子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７７号
福岡市南区西長住１丁目12番35号
債務者　足立伊都子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２８３号
福岡市南区大楠１丁目23番８―205号
債務者　村里　元気
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２８７号
福岡市東区馬出２丁目19番５―703号
債務者　安川千恵美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２９０号
福岡市南区井尻１丁目18番８―202号
債務者　中里　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２９９号
福岡市東区筥松新町６番３―206号
債務者　木下　三義
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３００号
福岡市東区筥松新町６番３―206号
債務者　木下　千枝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１８号
福岡市東区御島崎２丁目３番３―101号
債務者　川辺　憲二
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２１号
福岡市早良区高取１丁目21番10号
債務者　河野　朝洋
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部